

令和7年1月29日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の
取扱いに係る Q&A の周知について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、令和7年4月より、一部サービスにおいて未実施減算の経過措置期間が終了となることに関する Q & A が厚生労働省から出されたことをお知らせするものです。

詳細は、下記サイトをご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページの事務連絡 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/001378290.pdf>

(添付資料)

- ・介護保険最新情報 vol. 1345

高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A
の周知について（令和7年1月20日 厚生労働省老健局高齢者支援課 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737